

# 令和8年度 九重町地域おこし協力隊 募集要項

～牛を育てながら、自分の未来も育ててみませんか～

## 《募集概要》

九重町では、多くの畜産農家が地域の農業を支えています。一方で、担い手不足や高齢化により、優れた経営や技術が次世代へ引き継がれにくくなっています。

そこで、地域おこし協力隊として畜産ヘルパー活動を行い、その活動を通じて現場で技術を学び、将来的に新規就農や経営承継を目指す人材を募集いたします。

## 《活動内容》

- ・畜産業をはじめとした農業の振興に係る支援  
※町内畜産農家の作業を代行する「畜産ヘルパー」としての活動を主とし、各種農業支援を行い  
退任後の農業担い手を目指す。
- ・就農、定住に向けた自己研鑽(各種研修、経営スキルの習得、資格取得等)
- ・月及び週単位の行動計画及び日報の作成
- ・地域の魅力や畜産の仕事をSNS等で発信、自らの地域協力活動の情報発信
- ・その他集落の維持活性化に係る活動
- ・自らの定住に係る活動

～3年間の成長イメージ(例)～

- 1年目 ・畜産ヘルパーとしての基礎技術習得 ・地域農家との関係づくり
- 2年目 ・飼養管理技術の習得 ・経営ノウハウの学習
- 3年目 ・新規就農準備 ・農地、牛舎、事業承継候補先の検討

～任期終了後の進路例～

- ・新規就農 ・畜産農家への雇用就農 ・第三者承継 ・農業法人就職 など  
※起業支援補助金(最大100万円)も利用可能です

## 《募集内容》

募集人員:1名

年齢制限:18歳～40歳

性別:男女問わず

居住地域:条件不利地域以外出身者※

任期:令和8年8月1日以降随時～令和9年3月31日(年度末更新とし、最長3年間)

※新規就農・継業を目指し町内に定住する場合は、最長5年まで延長可

必要資格:普通自動車免許を所持している方(農業・畜産経験不問)

必要能力:パソコンの基本操作(ワード、エクセル)、SNS発信ができる方

その他:・九重町に1年以上居住可能な方 ・将来農業で独立したい方

- ・心身が健康で、地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持って取り組む方
- ・地域住民と協働してイベントや行事に積極的に参加できる方
- ・協力隊員の任期終了後に九重町に定住を考えている方
- ・未経験から畜産を学びたい方 ・自然の中で働きたい方

《待遇等》

雇用形態：雇用関係なし(町長の委嘱による有償ボランティア)

➡組織の枠に縛られず、自分のペースでキャリアの構築が可能。任期後の定住・起業を見据え、個人の事業展開にも柔軟に取り組める「個」を尊重する働き方です。

謝礼等：活動内容により以下の合計額を支給する。【月額(最大)180,000円】

※ヘルパー活動に従事した場合、別途ヘルパー組合からの賃金あり。

月20日ヘルパー活動に従事した場合、合計 月 247,000 円程度も可能(モデル賃金)

・畜産ヘルパー活動<sup>(※1)</sup>1時間あたり 1,200 円×活動時間から 7 割を減じた額

・上記以外の活動<sup>(※2)</sup> 1時間あたり 1,200 円×活動時間

(※1)ヘルパー組合からの賃金支給がある場合

(※2)ヘルパー組合からの賃金支給がない場合を含む

※協力隊としての支給は、賞与無、通勤費無、社会保険加入無

※ヘルパー組合からの支給は、賞与無、通勤費有、社会保険加入有

◎住居提供・活動車両貸与(九重町で用意します)

(活動車両の燃料費も活動費を通して支給) ※光熱水費等は自己負担

勤務時間：月 150 時間以上(勤務日・時間帯に制限なし)

➡活動時間は、「地域住民との信頼構築と自己実現」の時間です。地域行事や交流も活動に含まれるため、豊かな生活そのものに直結します。

※150 時間に満たない場合、1 時間あたり 1,200 円を減じた額とします。

《募集スケジュール》

申込後随時：九重町にて面接

面接 2 週間後：採用可否決定

《採用予定日》

採用可否決定後1~2か月後の月初

※開始時期については、前職の事情を考慮して個別に相談に応じます。

※九重町までの着任に関する費用は各自の負担となります。

《申込み方法》

九重町ホームページよりダウンロードした(若しくは郵送された)応募用紙に必要事項を記入のうえ、住民票の写しと運転免許証の写しを添えて下記宛先へ応募ください。

《応募・問い合わせ先》

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上 8-1

九重町役場 観光・地域振興課 地域振興グループ 担当：藤原・上山

TEL：0973-76-3150

FAX：0973-76-2247

E-mail:[syoko@town.kokonoe.lg.jp](mailto:syoko@town.kokonoe.lg.jp)

※条件不利地域とは

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法又は沖縄振興特別措置法に指定された地域